

令和4年2月16日

保護者の皆様

旭川市教育委員会  
旭川市立緑新小学校  
校長 佐藤 聖 士

新型コロナウイルス感染症による休業対応助成金等について（お知らせ）

現在、全国で新型コロナウイルス感染症がまん延し、本市においても感染の急拡大が見られ、学校内で感染者が発生し、学級閉鎖や学校閉鎖を行うケースが増えております。

学級閉鎖等が行われ、子どもを自宅で世話するため、仕事を無給で休まざるを得ない保護者も発生しているほか、事業主から休業手当が支払われない休業者の発生も懸念されており、北海道庁経済部から北海道教育委員会を通じて制度の周知依頼がありましたので、次のとおりお知らせします。

なお、詳しい要件や申請方法などは、厚生労働省ホームページやコールセンターで御確認ください。また、申請には期限がありますので、御注意ください。

1 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 [詳しくはこちら→](#)

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金



2 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 [詳しくはこちら→](#)

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）



※上記1及び2について

小学校等には、小学校のほか、障害のある子どもについては、中学校なども含まれます。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター  
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00 ※土日・祝日含む）

3 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 [詳しくはこちら→](#)

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方への支援金・給付金

- ・勤務時間減少、シフトの日数減少なども対象
- ・家庭内など職場外において濃厚接触者となった労働者について、職場における感染拡大防止の観点から当該労働者を自宅待機等の休業をさせた場合
- ・家族が感染し、濃厚接触者となった場合など、対象となる可能性があります。
- ・不明な点等がある場合は、直接、コールセンターにお問合せください。 →



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

0120-221-276

（受付時間 月～金 8:30～20:00 土日・祝日 8:30～17:15）